

総務委員会資料

平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第168号

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年11月25日

総務企画局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、<u>自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員</u>、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員、外国の地方公共団体の機関等への派遣職員及び消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員（消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員を除く。）が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員、外国の地方公共団体の機関等への派遣職員及び消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員（消防職員のうち初任の教育訓練中の消防吏員を除く。）が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日条例第4号</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業に関する状況</p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の退職管理の状況</p> <p>(8) 職員の研修の状況</p> <p>(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>○川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日条例第4号</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の分限及び懲戒の状況</p> <p>(5) 職員のサービスの状況</p> <p>(6) 職員の退職管理の状況</p> <p>(7) 職員の研修の状況</p> <p>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(9) その他市長が必要と認める事項</p>

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p>
<p><u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u></p>	
<p>第14条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員 には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p>	
<p>第14条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員 には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</u></p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p>
<p>第14条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間について は、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この 限りでない。</p>	<p>第14条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間について は、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この 限りでない。</p>
<p><u>(再任用職員等についての適用除外)</u></p>	<p><u>(再任用職員等についての適用除外)</u></p>
<p>第14条の5 第3条の2、第4条、第4条の3及び第4条の5の規定は、地 方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1 項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又 は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>第14条の3 第3条の2、第4条、第4条の3及び第4条の5の規定は、地 方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1 項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又 は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>
<p><u>(特定任期付職員についての適用除外)</u></p>	<p><u>(特定任期付職員についての適用除外)</u></p>
<p>第14条の6 第3条の2、第4条、第4条の3、第6条、第7条第2項、第 8条、第9条の2及び第11条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>第14条の4 第3条の2、第4条、第4条の3、第6条、第7条第2項、第 8条、第9条の2及び第11条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>
<p><u>(第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についての適用除外)</u></p>	<p><u>(第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についての適用除外)</u></p>
<p>第14条の7 第3条の2、第4条、第4条の3、第9条の2及び第11条の規 定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>第14条の5 第3条の2、第4条、第4条の3、第9条の2及び第11条の規 定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、第6条、第 7条第2項及び第8条の規定は、適用しない。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、第6条、第 7条第2項及び第8条の規定は、適用しない。</p>

川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第13号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、<u>自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしてい</u> <u>る職員</u>、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の 地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>	<p>○川崎市上下水道局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第13号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び 外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>

川崎市交通局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、<u>自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員</u>、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員、外国の地方公共団体の機関等への派遣職員及び自動車運転手のうち初任の研修期間中の職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員（自動車運転手のうち初任の研修期間中の職員を除く。）が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>	<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員、外国の地方公共団体の機関等への派遣職員及び自動車運転手のうち初任の研修期間中の職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員（自動車運転手のうち初任の研修期間中の職員を除く。）が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、<u>自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしてい</u> <u>る職員</u>、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の 地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数 は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>	<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (定数外)</p> <p>第4条 休職者、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び 外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数 は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>